

# 子育て応援いたします。

## 気軽に相談してください

「最近、口数が減り気になっている」「学校の様子をあまり話したがない」「休み明けの欠席が多い」「口ごたえをする」「夜ふかしして、朝起きてくれない」 e t c .

と、子育てに悩みはつきません。

そんなときは、誰かに話すだけでも気が楽になります。心が軽くなります。

ゆたか小学校には、3名の専門家が来校しています。遠慮なく活用しましょう。

### 1 教育相談スタッフ

- |                  |       |         |             |
|------------------|-------|---------|-------------|
| ○【スクールカウンセラー】    | 鳩間 彩乃 | 第1・3水曜日 | 9:00~14:00  |
| ○【小中アシスト相談員】     | 金城 常子 | 毎週木曜日   | 8:30~15:30  |
| ○【スクールソーシャルワーカー】 | 木戸 香織 | 必要に応じて  | 10:00~16:45 |

※また、【登校支援員】として黒島 郁也さんが毎日午前中、配置されています。

2 内 容      子どもの登校支援  
保護者の相談（子育ての悩み・家庭支援等）

3 対 象      ゆたか小学校保護者または児童ならだれでもOKです。

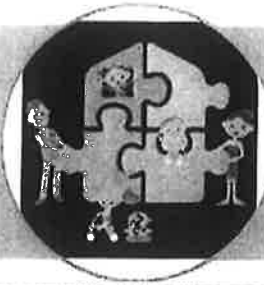
### 相談申し込み方法

- ① 学級担任を通して申し込んでください。
  - ② 教育相談担当（1年4組：桑江 満理奈）または教頭へ連絡してください。
- ※申し込みがありましたら相談日の日程調整を行います。

この件についてのお問い合わせは下記にお願いします。

連絡先 098-850-6639

ゆたか小学校 教頭：大城 裕



## 子育て世帯生活支援特別給付金

離婚した(又は協議中の)方、DV避難中の方へ

### 離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方へ

- ✓ 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」をご自身が受給できる可能性があります。
- ✓ DV避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があります。
- ✓ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまっている場合でも、別途要件を満たせば(離婚成立・DV保護命令等)、ご自身がひとり親世帯分給付金を受給できる可能性があります。

→ お住まいの市区町村にてお早めにご相談ください

詳しくは裏面参照

### 子育て世帯生活支援特別給付金の概要

以下の支給対象者に、児童1人あたり **5万円** を支給

#### (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

①②の両方に当てはまる方 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① **18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)**を養育する父母等  
(※令和3年3月31日時点。ただし、令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象。)

- ② { 令和3年度**住民税(均等割)非課税の方** または  
家計が急変し収入が**住民税非課税相当**となった方

#### (ひとり親世帯分)

- ① **令和3年4月分児童扶養手当受給者**  
② 公的年金等の受給により令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けていない方  
③ 家計が急変し収入が①と同水準となっている方

☎ 問合せ先：厚生労働省 コールセンター

**0120-811-166** (受付時間：平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。



・以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

・配偶者が給付金を受給済みか、ご自身が給付金対象者かなど、分からない点は、お住まいの市区町村の給付金担当窓口までご相談ください。



4月以降に子どもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか？

- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、児童手当の受給者変更を行っていただければ、本給付金については基本的に申請不要で受給できます。
- ▶ (元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみの場合など)、給付金の申請を行ってください(期限:令和4年2月末)。

※ 別途要件を満たせば、申請によりひとり親世帯分給付金のほうを受給できる場合もあります。



児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか？

- ▶ 離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できます。

離婚協議中であることを明らかにできる書類 (一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類 (家庭裁判所における事件係属証明書など)
- 弁護士等、第三者により作成された書類 (離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)

など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類



配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。配偶者が給付金を受給しないようにできますか？

- ▶ お住まいの市区町村の給付金担当窓口へ、DV避難中である旨お申し出ください。配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。(住民票を移していなくても、お住まいの市区町村で手続きできます。)

DV避難中であることを明らかにできる書類 (一例、児童手当準拠)



- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置 (閲覧制限等) の決定通知書

(+ 配偶者の健康保険の扶養外又は別世帯で国保加入となること)

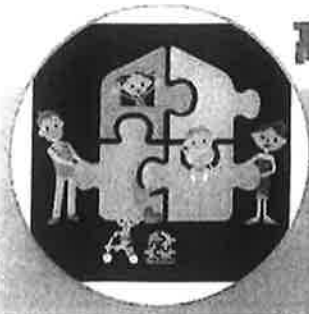
※ このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる場合には、市区町村判断で対応可能

(具体例) ・母子生活支援施設や婦人保護施設等に母子ともに入所  
・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等



(元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

- ▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、同額のひとり親世帯分給付金を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、申請を行ってください(期限:令和4年2月末)。



## 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、**お住まいの市区町村に申請手続をしてください。**

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？  
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、  
令和3年4月分の児童扶養手当や  
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、  
**申請は不要です！**

- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、  
お住まいの市区町村で  
**申請を行ってください！！**

詳しくは裏面参照

※ 申請の受付期間は市区町村によって異なりますので、お住まいの市区町村に御確認ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

**0120-811-166** (受付時間: 平日9:00~18:00)

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

## 1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

## 3. 支給対象者

### ①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)  
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方  
または
- 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

**！ 「子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。